

監第 2186-2 号  
令和 6 年 3 月 4 日  
(技術管理室扱い)

鹿児島県建設産業団体連合会会長  
鹿児島県建築専門業団体連絡協議会会長  
鹿児島県保温保冷工業協会会長  
鹿児島県空調衛生工事業協会会長  
鹿児島県冷凍空調工業保安協会会長  
鹿児島県瓦工事業組合代表理事  
鹿児島県瓦屋根工事業組合代表理事

様

鹿児島県土木部長  
(公印省略)

### 現場代理人の兼任に関する運用の試行期間の延伸について (通知)

このことについては、令和 5 年 3 月 3 日付け「現場代理人の兼任に関する運用の試行期間の延伸について」(以下「令和 5 年 3 月 3 日通知」という)により運用しているところですが、引き続き入札の不調・不落対策として公共事業の円滑な執行を図るため、下記のとおり運用の一部見直し及び試行期間の延伸をすることとしましたので通知します。

なお、令和 5 年 3 月 3 日通知は廃止します。

### 記

#### 1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

(1) 兼任できる工事は 3 件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が 8,000 万円未満であること

※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が 8,000 万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。(現場代理人の負担軽減措置)

その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

## 2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

## 3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

## 4 土木工事共通仕様書（令和6年4月1日改定（予定））への掲載

この取扱いについては、土木工事共通仕様書 第11編その他 第7章その他に掲載することとしている。

## 5 [参考] 点在する箇所のある工事との兼任について

点在する工事箇所のうち、主たる工事箇所※1と兼任する工事箇所が同一市町村内又は工事箇所の間隔が概ね10km未満であれば、兼任できるものとする。

※1：主たる工事箇所とは、点在する工事箇所のうち、最も工事規模が大きい箇所又は最も直接工事費が高額な箇所。

## 6 適用期間

この取扱いは、令和6年3月4日から令和7年3月31日までの執行伺い決裁分に適用する。

なお、令和6年3月4日以前に締結した工事を先行工事として緩和対象とすることは可能とする。

## 現場代理人の兼任

### 1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（１）、（２）及び（６）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

（１）兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の請負金額の合計が８，０００万円未満であること

※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が８，０００万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

（２）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

（３）兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね１０km以内の範囲

（４）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

（５）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

（６）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

### 2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙１）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

### 3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第１２条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

契約担当者

殿

請負者  
商号又は名称  
代表者の氏名

## 現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。  
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の 緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の距離	①-②	k m	
	①-③	k m	
	②-③	k m	

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）

※兼任する他の工事について、兼任の承認をうけていることがわかる書類の写しを後日提出すること

※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

〇〇 第 〇〇〇〇 号  
令和 年 月 日

請負者  
商号又は名称  
代表者の氏名

契約担当

## 現場代理人の兼任について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった下記工事の現場代理人を兼任について、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」と認めます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 その他  
他の兼任する工事において発注者の承認を得た場合、兼任の承認について有効とする。

〇〇 第 〇〇〇〇 号  
令和 年 月 日

請負者  
商号又は名称  
代表者の氏名

契約担当

## 現場代理人の兼任について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった下記工事の現場代理人を兼任について、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものと認められません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 不承認の理由

# 「現場代理人の兼任に関する運用の試行」

鹿児島県

土木部 監理課 技術管理室 技術指導係

## 現場代理人について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務づけられている。（工事請負契約書第10条第2項）

## 現場代理人兼任の要件緩和の変遷

	H26.1	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.4	R3.2	R4.3	R5.3～
請負代金	1 工事 2,500万円未満				1 工事 3,500万未満			合計 7,000万円 未満		合計 8,000万円 未満
兼任可能 件数	2 件							3 件		
工事現場 間隔	概ね 10 km							同一市町村 又は概ね 10 km		

## 緩和措置等

### 1 現場代理人の常駐に関する取扱い（平成23年3月29日監理課長通知）

県建設工事請負契約書標準書式の一部改定に伴い、工事現場における現場代理人の常駐を要しない場合の取扱を規定

#### ○現場代理人の常駐を要しない場合

以下のいずれかの要件を満たす場合には、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。

ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間  
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

○適用年月日：平成23年4月1日以降に契約を締結する工事

## 緩和措置等

### 2 現場代理人の兼任に関する運用の試行（令和6年3月4日土木部長通知）

入札不調・不落対策として、公共工事の円滑な執行を図るため、現場代理人の兼任に関する運用を試行を一部見直し。

#### ○現場代理人の兼任を認める工事

次の(1)～(5)を満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合。

また、区画線工事については(1)、(2)及び(6)を満たすこと。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が合計が8,000万円未満であること
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡視し、現場管理等に当たること
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともにそれぞれの現場稼働日は重複しないこと。

○手続き：各々工事において、発注者に現場代理人の兼任の承諾を得ること

○適用年月日：令和7年3月31日までの契約工事に適用